

単品スライド条項の運用について

平成20年6月30日

延岡市発注の建設工事において、最近の特定の資材価格の高騰を踏まえ、延岡市工事請負契約約款第25条第5項（単品スライド条項）に基づく請負代金の見直しを円滑に行うことができるよう、本条項の当面の運用ルールを定め、平成20年6月25日にさかのぼって本条項を発動することとしましたのでお知らせします。

1 単品スライドについて

「単品スライド」とは、市の工事請負契約約款に基づき「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置をいいます。

2 今回の運用基準について

(1) 単品スライド条項適用の対象とする資材 鋼材類と燃料油の2資材

特別な要因により価格に著しい変動を生じた資材として、工事への大きな影響が見込まれる「鋼材類」と「燃料油」の2資材を対象としました。

(2) 請負代金額の変更の考え方

対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの変更請求に基づき、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担

延岡市工事請負契約約款第25条（単品スライド条項を含む物価水準の変動に関する対応措置）は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当ではないとの考え方にに基づき定められています。

この考え方に沿って、資材価格の上昇に伴う増額分のうち、請負代金額の1%を超える額を発注者が負担することとしました。

3 具体的な算定方法など

(1) 申請の時期及び契約変更の時期

工期末の2ヵ月前までに請求し、工期末に変更契約

(注) 工期の末日が平成20年6月25日以降で平成20年9月30日以前である工事についての請求は、工期満了前であって、かつ、平成20年7月30日までとします。

(2) 証明書類の提出（必須）

受注者は、実際に購入した対象材料の価格（数量及び単価）、購入先、搬入・購入の時期を証明する書類を発注者に提出

(注) 必要な証明書類の提出がなく、確認できない場合には、単品スライド条項の対象としません。

(3) スライド額の算定

$$\begin{aligned} & \text{【鋼材類】} \{ \text{搬入月の設計単価} - \text{設計時点での設計単価} \} \times \text{設計数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{契約} \\ & \quad \text{時の消費税率}) \\ + & \text{【燃料油】} \{ \text{購入月の設計単価} - \text{設計時点での設計単価} \} \times \text{設計数量} \times \text{落札率} \times (1 + \text{契約} \\ & \quad \text{時の消費税率}) \\ - & \text{スライド前の請負代金額の1\%相当額} \\ \hline & \text{スライド額} \end{aligned}$$

(注) 鋼材類、燃料油それぞれ個別に変動額を算定し、請負代金額の1%を超える資材のみがスライド額の計算対象となります。

(注) 受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計、燃料油の購入代金合計の方が搬入、購入月の設計単価で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算します。